

2022年2月3日

お客さま 各位

米子信用金庫

「事業復活支援金」事前確認の受付開始について

平素は、米子信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、米子信用金庫では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた事業者の皆様のご支援にあたり、「事業復活支援金」の登録確認機関として、1月27日より当金庫に事前確認をご希望されるお客様の受付を開始しております。

なお、当金庫で対応できる事前確認の受付対象者は、当金庫で事業性融資取引があるお客様に限らせていただきますので予めご承知おき下さい。

記

【受付にあたって】

1. 事業復活支援金の申請には「事業復活支援金 事務局」へのアカウント申請及びID取得後に、登録確認機関による事前確認^(※)手続きが必要となります。
※一時支援金又は月次支援金を受給されたお客様は、事業復活支援金で改めて事前確認を受けていただく必要はございません。
2. 当金庫は登録確認機関として、当金庫に事業性融資があるお客様の事前確認を受付いたします。事前確認をご希望の方は、お取引店舗へお問い合わせ下さい。

※当金庫に事業性融資取引がないお客様につきましては、下記の事業復活支援金事務局の相談窓口へお問合せいただきますか、事業復活支援金サイト内の登録機確認機関検索機能をご利用頂くよう、お願い申し上げます。

【事業復活支援金】

フリーダイヤル :0120-789-140

IP電話等からのお問合せ先:03-6834-7593(通話料がかかります。)

以上